

平成 27 年 10 月 1 日

各 位

管理会社名	日興アセットマネジメント株式会社
代表者名	代表取締役社長 柴田拓美
問合せ先	E T F センター 今井幸英 (TEL. 03-6447-6581)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙 1 記載の E T F における各投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容およびその理由

別紙 1 記載の E T F について、受益者の利便性向上を図るため、取得申込および交換請求における申込不可日のうち、各対象 E T F の「指数構成銘柄の配当落日の前営業日以降の 4 営業日間」を削減するべく、各投資信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙 2 をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日	: 平成 27 年 10 月 8 日
変更実施日	: 平成 27 年 10 月 9 日

3. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

① 上場インデックスファンド T O P I X、上場インデックスファンド 2 2 5

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、平成 19 年 9 月 30 日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条第 1 項に規定する「その内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、公告および受益者への書面交付ならびに異議申立等の手続きは行ないません。

② 別紙 1 記載の上記①以外の E T F

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条第 1 項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面による決議は行ないません。

別紙 1. 該当する E T F 銘柄一覧

別紙 2. 各投資信託約款の新旧対照表

以 上

該当する E T F 銘柄一覧

銘柄 コード	銘柄名
1308	上場インデックスファンド T O P I X
1330	上場インデックスファンド 2 2 5
1314	上場インデックスファンド S & P 日本新興株 100
1345	上場インデックスファンド J リート (東証 R E I T 指数) 隔月分配型
1347	上場インデックスファンド F T S E 日本グリーンチップ 35
1698	上場インデックスファンド 日本高配当 (東証配当フォーカス 100)

各投資信託約款の新旧対照表

1308 上場インデックスファンドTOPIX 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間 2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間 2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間 2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定め 	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間 2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

<p>る運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑬ (略)</p>	<p>④～⑬ (同 左)</p>
--	------------------

1330 上場インデックスファンド225 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間 2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日経平均株価構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間 2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第42条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間 2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日 4. この信託が終了することとなる場合において 	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第42条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日経平均株価構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間 2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日

<p>て、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬ (略)</p>	<p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>④～⑬ (同 左)</p>
---	---

1314 上場インデックスファンドS & P日本新興株100 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③ (略)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. S & P 日本新興株100指数構成銘柄の<u>権利落日 (配当落日を除きます。)</u>の前営業日以降の4営業日間 2. S & P 日本新興株100指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第31条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. S & P 日本新興株100指数構成銘柄の<u>配当落日および権利落日各々</u>の前営業日以降の4営業日間 2. S & P 日本新興株100指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第31条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第39条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. S & P 日本新興株100指数構成銘柄の<u>権利落日 (配当落日を除きます。)</u>の前営業日以降の4営業日間 2. S & P 日本新興株100指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業 	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第39条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. S & P 日本新興株100指数構成銘柄の<u>配当落日および権利落日各々</u>の前営業日以降の4営業日間 2. S & P 日本新興株100指数構成銘柄の変更

<p>日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第31条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬ (略)</p>	<p>および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第31条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬ (同 左)</p>
--	--

1345 上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得申込を受け付けることがあります。</p> <p>1. 東証REIT指数の権利落日(分配落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間</p> <p>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①～③ (同 左)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得申込を受け付けることがあります。</p> <p>1. 東証REIT指数の分配落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間</p> <p>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑧ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換)</p> <p>第40条</p> <p>①～② (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換)</p> <p>第40条</p> <p>①～② (同 左)</p>

<p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証REIT指数構成銘柄の権利落日(分配落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間 2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>④～⑫ (略)</p>	<p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証REIT指数構成銘柄の分配落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間 2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>④～⑫ (同 左)</p>
---	--

1347 上場インデックスファンドFTSE日本グリーンチップ35 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. FTSE日本グリーンチップ35指数構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間 2. FTSE日本グリーンチップ35指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第31条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. FTSE日本グリーンチップ35指数構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間 2. FTSE日本グリーンチップ35指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第31条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

<p>たす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第39条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. F T S E 日本グリーンチップ35指数構成銘柄の<u>権利落日 (配当落日を除きます。)</u>の前営業日以降の4営業日間 2. F T S E 日本グリーンチップ35指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第31条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>④～⑬ (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第39条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. F T S E 日本グリーンチップ35指数構成銘柄の<u>配当落日および権利落日各々</u>の前営業日以降の4営業日間 2. F T S E 日本グリーンチップ35指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第31条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>④～⑬ (同 左)</p>

1698 上場インデックスファンド日本高配当 (東証配当フォーカス100) 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の<u>権利落日 (配当落日および分配落日を除きます。)</u>の前営業日以降の4営業日間 2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の<u>配当落日、分配落日および権利落日各々</u>の前営業日以降の4営業日間 2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更

<p>3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換) 第40条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の<u>権利落日(配当落日および分配落日を除きます。)</u>の前営業日以降の4営業日間 2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>④～⑬ (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換) 第40条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の<u>配当落日、分配落日および権利落日</u>各々の前営業日以降の4営業日間 2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>④～⑬ (同 左)</p>